

2016年4月〇日

民進党
代表 岡田 克也 様

日本労働組合総連合会
会長 神津 里季生

要 請 書

東日本大震災の発生から5年が経過しましたが、いまだに約17万人が避難生活を余儀なくされています。被災地における生活基盤の再建や、安定雇用の確保は十分とは言えず、引き続き国をあげての被災地支援が必要とされています。

一方、わが国は、少子高齢化の急速な進展や雇用者間の格差や貧困の拡大など、様々な課題を抱えています。また、景気は回復局面にあると言われてはいますが、国内総生産の6割を占める個人消費を喚起するものとはなっておらず、多くの働く者・生活者が景気回復を実感するまでには至っていません。加えて、持続可能で安心できる社会保障制度への改革は不十分であり、多くの国民が将来に大きな不安を抱えています。

今、わが国に求められているものは、安定した雇用や安心できる社会的セーフティネット機能を基盤とした、堅い内需に支えられた経済と安定した社会の実現です。東日本大震災からの復興・再生を着実に成し遂げ、日本経済を持続的に発展させ、地域経済の活性化をはかっていくためには、雇用不安と将来不安を払拭し、格差是正、暮らしの底上げ・底支えを進めていくことが不可欠です。政府は、働く者・生活者の視点に立った政策を実行し、すべての国民が将来に希望と安心が持てる道筋を示す必要があります。

連合はこのような認識に立ち、このたび「2017年度 連合の重点政策」をとりまとめました。働く者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、当面の経済財政運営および2017年度予算編成において反映いただきますよう、以下の通り要請申し上げます。

記

「2017年度 連合の重点政策」

(2016年7月～2017年6月)

(★：最重点政策)

【東日本大震災からの復興・再生の着実な推進】

(1) 復興財源の確保および被災自治体への継続的支援

- a) 2016年度以降5年間の「復興・創生期間」における本格復興の道筋を明らかにするとともに、復興財源を確実に確保する。また、被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮するなど、国が確実なバックアップを行う。★
- b) 被災地域の特性を活かし、農林漁業の6次産業化の推進や、医療・介護分野、再生可能エネルギー分野などの成長産業の育成など、複合政策を推進する。
- c) 復興・再生に必要な地域の行政機能を回復し、住民のニーズに対応するため、専門的分野に対応できる職員を被災自治体に配置するなど、必要な人材を確保する。また、被災自治体の人材確保を支えるため、震災復興特別交付税措置を継続・強化する。
- d) 福島第一原子力発電所事故からの復興・再生に向けて、IAEA（国際原子力機関）と連携した事故の収束および放射性物質の除染を早期かつ着実に進める。

(2) 被災地域の雇用のミスマッチ解消につながる職業訓練の充実と雇用の確保、復興事業における労働安全衛生対策の強化

- a) 被災地経済の早期復興、地域の雇用創出の核となる事業への雇用支援措置の継続などを通じ、質・量ともに十分な雇用を確保する。
- b) 雇用のミスマッチ解消に向けた職業訓練メニューの充実をはかるとともに、労働局やハローワークが地方自治体と連携して就職支援体制を強化する。★
- c) 福島第一原子力発電所の廃炉作業に従事するすべての労働者について、離職後も含めた被ばく線量の管理徹底、過重労働防止のための十分な交替要員の確保、熱中症対策や転落防止など、労働安全衛生・健康管理対策を強化する。
- d) 18歳未満の者の除染業務就労や、偽装請負や違法派遣などの労働法令違反がないよう、指導・監督を強化する。国が発注する除染などの業務において、下請を含めたすべての労働者に特殊勤務手当（除染手当）が確実に支払われる仕組みを早急に構築する。また、除染手当の不当な中間搾取を行っている業者などに対する指導・監督を強化する。

(3) 防災性・環境性能が高く、社会保障サービスの提供体制が確保された「ひとが中心のまちづくり」の実現

- a) 電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインの安心・安全を確保するとともに、主要幹線道路や橋梁などの耐震補強や老朽化対策を早期に完了する。
- b) 地域住民の意向を踏まえたうえで、環境負荷の小さいまちづくりとともに、行政、教育、医療、介護、生活などの機能を集約し総合交通体系を組み込んだ効率的なまちづくり（コンパクトシティ）を、長期的な視野に立って推進する。

- c) 建設が遅れている災害公営住宅の整備を加速し、仮設住宅からの移転を進めるとともに、仮設住宅から移り住むことができない被災者の個別事情を踏まえた相談体制の充実や家賃負担の軽減措置を拡充する。★
- d) 独居の高齢者の増加や自治会機能の低下によって、地域のつながりが希薄になる問題や孤立死が発生していることから、「見守り活動」への支援を強化する。★
- e) 「福島再生加速化交付金」を継続し、避難指示解除が見込まれている地域の避難住民が早期帰還・定住を実現できるよう、安心・安全な生活拠点形成のための対応を着実に進める。
- f) 住民が「日常生活」を取り戻せるようにするため、医療・福祉・介護分野で働く人材の確保・定着をはかる支援策を強化するとともに、提供体制の再建支援を継続し、必要なサービスへの円滑なアクセスを確保する。また住民が経済的負担により受診・利用が困難とならないよう配慮する。

(4) 放射性物質により汚染された廃棄物・表土の迅速な処理

- a) 放射性物質により汚染された廃棄物や除染後の表土などの処理について、地元・近隣住民・地方自治体の合意を得つつ、中間貯蔵施設など、処理に必要な施設の整備を進め、仮置き場・仮々置き場に山積している残土を含め迅速に対応する。また、大量の残土などを処理施設に輸送する際には、通学時間や渋滞時間帯を避けるなど、地域住民や一般の道路利用者への影響を抑えつつ、安全を確保する。

(5) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物・加工食品に関する安心・安全の確保

- a) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品に対し、法定による生産・出荷時の検査体制を維持するための地方自治体等への公的補助を継続し、検査結果にもとづく適切な流通管理を通じて食の安心・安全を確保する。
- b) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品を取り扱う流通・販売事業者において、事業規模にかかわらず広く放射性物質の検査体制整備・強化がはかれるよう公的補助を行い、風評被害の回避を進める。

(6) 安心して学び遊べる教育環境の整備

- a) 被災 3 県において、保護者のメンタルヘルスが子どもに影響していることから、保護者と子どもを包括的に支援するため、養護教諭を全校に複数配置するとともに、スクールカウンセラーの常勤配置を推進する。加えて、被災者の心のケア対策を行う自治体や団体などと学校との連携強化を支援する。★
- b) 福島県において、運動不足に伴う子どもの肥満傾向や体力低下が続いていることから、「福島再生加速化交付金」を継続し、子どもたちが安心して遊べる屋内施設の整備を進める。
- c) 子どもたちが安心して学べるよう、保育料や入園料、小中学生に対する学用品費や給食費の援助など、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による教育費に関する公的支援を継続する。

【「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて】

(1) 持続可能で健全な経済の発展

①経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および中小企業・地域産業への支援強化

- a) デフレからの早期脱却とともに内需主導による自律的な経済成長を実現し、日本経済を持続的・安定的な成長軌道に復帰させるため、財政規律に留意しつつ、経済成長や雇用創出効果の高い分野に予算・税制措置、規制の見直しなどの施策を集中し、産業政策と雇用政策を一体的に推進する。
- b) 補正予算編成も含めた年度予算全体の中での財政規律を厳格化する。そのために、中期財政計画を策定する中で、新規国債発行や歳出額の上限を設けるなど、予算編成の枠組みをルール化する。
- c) わが国の経済成長と雇用創出、アジア太平洋地域における公正で持続可能な発展につながるよう経済連携（FTA/EPAなど）を推進する。また、環太平洋経済連携協定（TPP）について、国民の理解や、影響に関する不安・懸念の払拭に向けた説明を尽くすなど、国民的合意形成に向けた丁寧な対応を行う。加えて、中核的労働基準、食料・農林水産分野、医療など、安心社会の基盤となる重要事項について重点的に対策を講じる。
- d) 地域経済の活性化に向けて、地方が自主的・主体的に地域産業を支援・育成し、良質な地域雇用を創出できるよう、裁量度が高い交付金を恒久化する。また、まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦略における産業・雇用政策の実効性を確保するため、産官学労などによる推進組織のもとで個別施策のチェック・修正が確実に実施されるよう、地方自治体へのきめ細かな支援・助言を強化する。
- e) I o T、ビッグデータ、人工知能等の技術革新に的確に対応するために、企業におけるイノベーションによる新たな価値の創出に向けた設備投資や研究開発を支援する。また、サイバー攻撃に対して産官学が協力して対策を講じるとともに、早期の情報共有や技術開発、人材育成などを行う。加えて、産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。★
- f) 中小企業・小規模事業者の事業革新や新陳代謝に必要な設備投資支援を拡充し生産性向上をはかるとともに、産業界と教育機関等が連携し中核的人材の確保と育成や、技能・技術の伝承の充実、支援を行う。また、地方の中小企業支援センターの拡充を通じワンストップサービス実現の体制を整える。
- g) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、企業間における公正かつ適正な取引関係確立に向けて、取引の実態把握、監視体制の強化を通じ、下請法をはじめとする法令の遵守・徹底をはかる。とりわけ、為替変動や資材高騰、物価上昇などに伴い増加したコストを適正に価格等に転嫁することや、消費税の円滑かつ適正な転嫁確保のために価格転嫁を阻害する行為の是正措置等を着実に実施する。★

②安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現

- a) 再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行う。
- b) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、制度の運用状況を注視するとともに、企業や国民負担の妥当性や納得性などを精査し、最大限の政策効果と全

体最適が確保されるよう柔軟かつ機動的な見直しを行う。

- c) 原子力発電所の再稼働については、安全性の強化・確認を国の責任において行うことと、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得ることを前提とし、原子力規制委員会において策定された新規制基準について、厳格に適用する。

③「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- a) 納税者の権利・義務を明示した納税者権利憲章を制定し、国民と行政の意識改革をはかる。
- b) マイナンバー制度が確実に運用され定着するよう、国民全体への周知や事業者への指導等を進めるとともに、個人情報保護の厳格な保護やなりすまし防止等、制度に対する国民の不安を払拭するための措置を講じる。現行のマイナンバー法で定められた社会保障・税・災害対策の三分野以外の利用については、国民への丁寧な説明と合意形成をはかることを前提に、安全性の確保、行政の効率性の向上および国民生活の利便性の向上が認められる項目のみを対象とする。
- c) 所得税や相続税の累進性強化、総合課税化を念頭に置いた金融所得課税の強化など、税による所得再分配機能を高める。人的控除は、所得控除から税額控除に変えることを基本とし、配偶者控除は扶養控除に整理統合する。また、低所得雇用の社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）に相当する額の一部を所得税から控除する仕組み（勤労税額控除）の制度化を進める。★
- d) 消費税率の引上げに際しては、消費税転嫁対策特別措置法などにもとづき公正な価格転嫁対策を強化する。低所得者対策については、軽減税率制度の導入は撤回し、単一税率の維持を前提とした給付措置（給付付き税額控除）を導入する。また、インボイス方式の導入とあわせ、簡易課税制度・法人の免税点の廃止など、消費税制度の透明性向上に向けた検討を着実に進める。★
- e) 法人税の租税特別措置等について、有効と認め難いものは廃止するなど不断の見直しをはかる。また、企業の社会的責任に見合った税負担となるよう、制度設計等における中小企業への配慮を前提に原則すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用する。グローバル企業の租税回避防止のため、各国政府は政策協調のもと課税の適正化に努める。
- f) 自動車関係諸税について、自動車取得税を廃止するとともに、抜本的な軽減・簡素化に向けて更なる検討を進める。★
- g) 税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保する。地域による偏りが少なく安定的で、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして抜本改革を行う。★

（２）雇用の安定と公正労働条件の確保

①安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化

- a) 不当な解雇を拡大しかねない解雇の金銭解決制度は導入しない。★
- b) 過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等に適切に対処するため、労働基準監督官の増員を含め、国および地方自治体における労働行政を充実・強化する。
★
- c) 国家戦略特区における雇用・労働分野の規制緩和は行わない。
- d) 事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合などへの事前の情報提供・協議を義務づけるなど、労働者保護をはかるための法制化を行う。

- e) 雇用・労働政策に関する立案・決定には、労働政策審議会を尊重するとともに、雇用労働の当事者である労使の代表者を関与させる。

②非正規労働者の雇用安定や処遇改善の強化

- a) 2015 年改正労働者派遣法施行後における派遣労働の実態を適切に把握・検証し、実態を踏まえ派遣労働者の雇用安定と処遇改善に資する施策を講じる。
- b) 有期契約、パートタイム、労働者派遣、請負など雇用形態にかかわらず均等待遇原則を法制化する。★
- c) 雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」であることを基本とし、非正規雇用から正規雇用への転換を促進する。

③化学物質の安全対策強化など、改正労働安全衛生法の実効性の確保

- a) 化学物質の安全対策を強化するため、リスクアセスメント実施・ラベル表示義務の拡大について、安全データシート（SDS）交付義務とも合わせて、事業者や労働者などへの周知・指導・支援を行う。
- b) 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表等の対応を行う特別安全衛生改善計画制度を労働災害発生の抑止力の 1 つとして運用し、同一企業での重大な労働災害再発を防止する。
- c) ストレスチェック制度がすべての事業場で実施されるよう、事業者や労働者などへ周知・指導し、必要な支援策を実施する。労働者のプライバシー保護と不利益取り扱い防止に向け、指導・監督を強化する。派遣労働者に対するストレスチェックについては、確実に実施されるよう派遣元・派遣先に周知・指導を徹底する。

④労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し

- a) 「時間外労働限度基準」告示を法律へと格上げするとともに、特別条項付き 36 協定を適用する場合における上限時間規制を法定化する。また、現在その適用が除外されている事業又は業務についても同法の条文に規定する。★
- b) すべての労働者を対象に「休息时间（勤務間インターバル）規制」を導入する。★
- c) すべての労働者の実労働時間の把握義務を使用者に課す。
- d) 面接指導制度等の労働安全衛生法上の過重労働対策については、休日労働時間の取扱いを含め、上限時間規制と一体的・整合的なものとなるよう見直す。
- e) 「管理監督者」の定義を法律で明確に定めるとともに、現行通達に基づく厳格な監督指導は直ちに徹底する。

⑤失業から良質な雇用に早期に復帰・移行できるセーフティネットの構築および拡充

- a) 雇用保険制度について、基本手当の給付日額・給付率・給付日数を 2000 年改正前の水準に引き上げるなど、セーフティネット機能を強化する。なお、雇用保険の国庫負担割合については、雇用政策に対する政府の責任として、早期に雇用保険法本則の 4 分の 1 に戻す。
- b) 求職者支援制度については、ニーズに即した訓練コース整備や訓練機関の質の向上、就職支援の一体的実施など、実効性ある制度の運用を行う。なお、求職者支援制度は国として設けるセーフティネットであることに鑑み、その財源は全額一

般財源で負担するものへと見直す。

⑥若年者、高齢者、障がい者の雇用対策の強化

- a) すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、労働条件の的確な表示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの機能強化等を行う。また、若者が働き続けられる職場環境の整備、学校等における労働教育のカリキュラム化などを推進する。
- b) 行政による運用状況の把握と指導を徹底するなどして、高年齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が65歳まで働き続けられる環境整備をはかる。高年齢者雇用安定法の雇用確保措置の対象外である有期労働契約を反復更新して60歳を迎える労働者について、その65歳までの安定した雇用確保をはかるため、当該労働者を65歳まで雇用する事業主に対する助成の拡充を検討するなどの環境整備を行う。
- c) 障がい者差別の禁止と合理的配慮の提供義務化に加え、2018年4月には精神障がい者を雇用義務制度の対象とすることを踏まえ、障がい者の就労支援の拡充・職域拡大をはかる。★

⑦すべての労働者に対する職業能力開発の充実・強化

- a) 雇用形態や企業規模、在職・離職にかかわらず、すべての働く者が自己の能力を最大限開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くよう、働く者の学び直しの機会の拡充など、適切な訓練機会の提供をはかる。加えて、企業の職業能力開発に対する支援強化など、中長期的なキャリア形成支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備を行う。
- b) 求職者支援訓練と専門実践教育訓練については、すべての対象者が受講できるよう講座を開設する。特に専門実践教育訓練については、講座開設の地域偏在を早期に解消するとともに、幅広い労働者層を対象とする講座を指定・開設する。
- c) ハローワークを地方における職業能力開発の拠点として位置づけ、適切な権限を付与した上で、人員や予算を適切に配分する。また、ハローワークと地方自治体との連携強化を支援する。

⑧適正な水準への最低賃金の早期引き上げと監督行政の強化

- a) 地域における労働者の生計費および賃金水準を十分考慮しつつ、賃金の底支え機能を果たし、セーフティネットとしての実効性を高めるための環境を整える。
- b) 監督体制の抜本的強化をはかり、違法事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高める。

⑨雇用における男女平等と女性活躍の推進

- a) 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の積極的な策定や、計画に基づく実効性ある取り組みをすべての企業・団体に促すため、とりわけ中小企業に対する支援を拡充する。また、公務分野においても求職者が各事業主の実態を把握・比較することのできるようデータベースを整備する。
- b) ハラスメントは複合して行われる場合も多いため、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントや性的マイノリティに対するハラスメントなどあらゆるハラスメントに対して相談体制の整備や事後対

応をあらかじめ定めておくこと等、職場が一元的に取り組むよう事業主に対して措置を講ずる。

- c) 男女雇用機会均等法等の実効性を確保するため、差別救済制度の在り方に関して更なる検討を行う。

⑩男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- a) 第4次男女共同参画基本計画の実施状況を継続的に監視するため、権限と実効性のあるモニタリング機関を常設する。
- b) 男女があらゆる分野で個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう長時間労働など男性の働き方の見直しや性別役割分担意識に基づく慣行の払拭に取り組み、公共調達において仕事と生活の両立に資する評価指標を求め、地方行政への普及をめざす。
- c) 「女性活躍加速のための重点方針」の策定にあたり、女性活躍を経済成長の一環と位置づけるような予算編成とならぬよう、男女の人権の尊重や能力の発揮のための財源確保を求める。

⑪ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- a) 介護離職することなく、安心して仕事と介護が両立できるよう、改正育児・介護休業法の周知徹底をはかり、国や企業における両立支援制度の情報提供と相談窓口設置の促進等の就業環境整備を進める。★
- b) 妊娠・出産・育児期に離職することなく働き続けられるように、就業環境整備の促進や、改正育児・介護休業法を含めた関係法令の周知徹底をはかり、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童対策を確実に実施する。★

⑫外国人労働者の雇用改善と外国人技能実習制度の見直し

- a) 外国人労働者の人権を尊重し、労働者保護を確保する。
- b) 外国人労働者の受入れは、専門的知識・技術・技能を必要とする職種に限定し、在留資格・就労資格の緩和は行わない。
- c) 外国人技能実習制度については、「国際貢献」という制度本旨を逸脱した不適正な受入れが行われないよう制度の適正化をはかる。また、専ら日本の労働力不足を理由とする対象職種の拡大などの安易な制度緩和は行わない。★

(3) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

①「全世代支援型」社会保障制度の基盤と人材確保策の拡充

- a) 社会保障給付の抑制を前提にすることなく、誰もが必要な時に必要な支援を受けられることのできる社会保障給付を確保する。また、消費税率引上げによる財源はすべて社会保障の充実および安定化に活用する。
- b) 健康で文化的な生活を送ることができる生活保護基準を確保する。また、生活困窮者自立支援制度を着実に実施し、学習支援をはじめとする任意事業について、補助率の3/4への引き上げなどにより、実施自治体の拡大を推進する。★
- c) ひとり親世帯の家計の安定をはかるため、児童扶養手当などの支援策を拡充するとともに、支給回数を増やす。★
- d) 医療機関による勤務環境改善マネジメントシステムの実施状況を把握し、取り組みを普及させるとともに、休暇取得や夜勤負担など労働条件の改善を通じて人材の離職防止をはかるほか、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するな

ど、人材確保対策を強化する。★

- e) 介護職の処遇ならびに雇用管理の改善を強力に進めるとともに、専門職としての社会的地位を確立し人材の離職防止をはかるほか、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、人材確保対策を強化する。★
- f) すべての子どもに対するより良い保育・幼児教育環境を確保するため、認定子ども園・幼稚園教諭・保育士の処遇改善とキャリアアップ体制を構築し、保育などを担う人材の離職防止をはかるほか、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、人材確保対策を強化する。★

②「地域包括ケアシステム」の構築に向けた医療・介護の機能と連携の強化

- a) 住み慣れた地域で切れ目なく必要な医療が受けられるようにするため、病床が担う医療機能の分化と連携の強化、在宅医療の拡充を着実にを行う。
- b) すべての人の公平な医療アクセスを保障するため、医療保険給付の割合は100分の70を維持するとともに、持続可能な医療保険制度の確立に向けて、高齢者医療制度の抜本改革に向けた検討を行う。また、国民健康保険制度改革の円滑な実施に向けた環境整備を着実に進める。
- c) 介護等を必要とする人が地域で安心して暮らし続けられるよう、軽度者を含め、必要な介護保険給付を確保する。★
- d) 介護予防・日常生活支援総合事業の展開に際しては、地域間の格差が生じないように国および都道府県は必要な支援を行う。
- e) 入院医療から在宅介護まで医療と介護の連携を強化する。また、地域医療介護総合確保基金が、「地域包括ケアシステム」の構築や人材確保に資する事業に活用されるよう徹底する。

③子ども・子育て支援新制度の着実な実施

- a) 子ども・子育て支援の質・量の拡充を目的とした「子ども・子育て支援新制度」の確実な実施のため、消費税率の引上げによる財源を含む1兆円超程度の財源を早期に確保する。
- b) すべての子どもに対する良質な子育て環境を確保するため、保育士配置基準の弾力化は行わない。
- c) 幼保連携型認定こども園の設置基準・職員配置基準については、子どもの安全と育ちの保障を重視し、最低基準を改善する。また、基準を満たすための財政支援や資格取得支援の強化などを行い、既存の保育所および幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

④老後の生活を支える安心と信頼の公的年金制度の構築

- a) 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の経営委員会の構成員に拠出者の代表を複数入れ過半数を労使が占めることを基本とし、被保険者の意思が確実に反映できるガバナンス体制とする。★
- b) 年金積立金の運用のあり方は、厚生年金保険法などの規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持する。★
- c) すべての雇用労働者への社会保険（厚生年金・健康保険）の完全適用に向けて、社会保険の適用要件を引き下げる。★
- d) 基礎年金の生活保障機能を確保するため、基礎年金をマクロ経済スライドの対象

から外し、2004年政府「年金改革」の財政フレームの再検証を行うとともに、低年金者対策の充実を含め抜本的な改革議論を進める。

⑤障がい者が地域で生活する権利を保障した、インクルーシブな社会（共生社会）の構築

- a) 障害者差別解消法を実効性あるものとするため、国は地方自治体における障害者差別解消地域協議会の設置（2016年4月1日施行）を促進する。また、同協議会への障がい当事者の参画を保障する。
- b) 障がい者の家族の負担を軽減し、仕事と家庭とを両立できるための障害福祉サービスを整備する。

（４）社会インフラの整備・促進

①安心・安全な社会とまちづくりの推進

- a) 既存社会資本の長寿命化・老朽化対策にあたっては、人口減少および高齢社会の観点から、重要性や緊急性に応じて優先順位をつけた上で効率的に推進する。
- b) 増え続ける空き家が火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう対策を強化する。また、空き家対策を講じる地方自治体への財政支援を行う。
- c) 省エネ・低炭素社会の実現、高齢社会への対応の観点から、環境配慮、耐震、ユニバーサルデザイン等に適応した住宅や設備に対する税制優遇や費用補助を拡大する。
- d) さらなる環境負荷の低減に向け、長距離貨物輸送におけるモーダルシフトを推進し、トラック輸送、内航海運、鉄道など、物流手段の最適な組み合わせによる効率的な物流体系を構築する。また、そのための港湾施設や鉄道施設、配送拠点の整備を進める。
- e) 交通政策基本計画の着実な推進を行うとともに、交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活に必要な地域公共交通に助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線の維持対策を行う。
- f) 公共交通については、特区制度を活用する場合も含めて、国民生活の安全・安心を保障することを前提とし、単なる利便性や効率性の追求による安易な規制緩和は行わない。

（５）くらしの安心・安全の構築

①国内外における環境保全と地球温暖化対策の強化・推進

- a) 「公正な移行」の確保を前提として、「環境保護」と「経済発展」を両立させ、自然と共生できる「グリーン経済」への転換をはかる。
- b) 国民運動としての省エネ・節電を積極的に支援・推進するとともに、環境・エネルギー技術の深化・革新を通じて温室効果ガスの排出を抑制する。
- c) 廃棄物を「資源」として効果的かつ効率的にリサイクルする環境の構築をはかるとともに、資源効率性を向上させる技術の開発を促進する。

②食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- a) 食料自給力の向上に向け、国産食品の消費拡大を推進するとともに、農林水産業の担い手を確保・育成しつつ、安定した生産活動の維持・発展、競争力強化に資

する経営基盤の体質強化をはかる。

- b) 科学的根拠にもとづき、生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質管理の徹底をはかるとともに、消費者に対する適切な情報提供を行う。また、食育や消費者教育の推進、フードチェーン全体の連携強化のための支援を通じて食料廃棄の削減を推進する。
- c) 農山漁村・農林水産業が有する水源かん養や、洪水防止、生物多様性保全など、地球環境の保全に資する多面的機能を持続的に発揮するため、農地や山林、海洋資源の維持・管理を支援する制度の拡充をはかる。
- d) 地球温暖化の森林吸収源対策として、間伐等の森林整備に要する財源を毎年安定的に確保し、2020年までの平均算入上限値 3.5%分以上の吸収量を保持する。

③消費者の視点に立った消費者政策の推進

- a) 消費生活センターをすべての地方自治体に設置し、消費者行政の組織体制の充実や機能強化をはかる。また、消費生活センターの運営に向けた財政基盤の強化、相談員の雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を推進する。
- b) 消費者契約において消費者を擁護し、国民生活の安定をはかるため、消費者被害の発生・拡大の防止に資する法整備を行う。集団的消費者被害回復のための制度の充実に向けて、適格消費者団体の設立を支援し、同団体の空白地域を解消する。
- c) 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の保護をはかる。
- d) ライフステージに応じた消費者の自立や倫理的な消費者行動につながる、幅広い消費者教育について、関係省庁の連携と多様な主体の参画によって計画的かつ着実に実施する。
- e) 公益通報者保護制度の実効性の向上に向け、通報者の保護・救済の強化などにつながる法改正やガイドラインの整備を進める。

④総合的な防災・減災対策の充実

- a) 平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うとともに、「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげる。また、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保する。
- b) 多発している土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、斜面の崩壊や堤防決壊等を防ぐ工事などを強化する。
- c) 住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時には特性の違う複数の手段による被害状況を収集・集約・精査するとともに、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関との情報共有をはかる。

(6) 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

①新しい公共と民主的で透明な公務員制度改革の推進

- a) 地方自治体、民間事業者、NPO、協同組合など多様な担い手が地域課題を共有し対話できる場を各都道府県に設置するなどして、「新しい公共」の推進をはかる。
- b) 労働基本権を回復し公務員の自律的労使関係を確立するとともに、民主的で透明・公正な公務員制度改革を実現する。また、刑事施設職員や消防職員に団結権

を付与する。

- c) 臨時職員・非常勤職員に対する労働契約法・パート労働法の趣旨の適用、諸手当支給制限の撤廃など、制度改正や運用改善をはかるとともに、任期付職員を含めて労働時間等に応じた常勤職員との均等待遇をはかる。

②地方分権改革の推進

- a) 国と地方の役割・権限の見直し、財源保障の充実を通じ、人口減少、少子高齢化に対応する地域の自主性を尊重した公共サービスを提供できる体制を拡充する。
- b) 地方財政計画の策定や地方交付税算定を行うにあたっては、「国と地方の協議の場」を活用し、決定プロセスの透明化をはかる。

③公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進

- a) 公契約基本法の早期制定をはかり、公正労働基準や労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とする。
- b) 地方自治体における公契約条例の制定を促進し、公契約のもとで働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかる。
- c) ILO第94号条約「公契約における労働条項に関する条約」を批准する。

④「人権侵害救済法（仮称）」の制定と人権救済機関の設置

- a) 人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法（仮称）」を早期に制定する。

⑤教育の機会均等の保障と労働教育のカリキュラム化の推進

- a) 貧困の連鎖を防ぎ、家庭の経済状況の格差が教育機会の格差につながらないように、幼児教育の完全無償化、高等学校に通うすべての生徒の授業料無償化、大学の学費引き下げ、高等教育における無利子奨学金の拡充と有利子奨学金の廃止、給付型奨学金の導入を推進する。★
- b) フリースクールや中学校夜間学級での学びを支援するなど、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備を推進する。
- c) 働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任などに関する知識を深め活用できるよう、学習指導要領への記載と労働教育のカリキュラム化を推進する。
- d) 自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育を推進する。
- e) 学校統廃合や義務教育学校の設置を行う際には、学校が災害時の避難所に指定されていることなど、地域で不可欠な施設となっていることを踏まえ、保護者や地域住民の意見・要望を聞いた上で慎重に検討する。
- f) いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を全校に複数配置するとともに、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に常勤配置する。

(7) 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現

① 社会対話の促進と中核的労働基準の遵守

- a) G20 杭州（中国）サミット（2016年9月）において、社会的パートナーと十分な協議を行い、質の高い雇用を伴う包摂的成長に向けた実効性ある政策を策定する。
- b) 日EU経済連携協定（EPA）等のFTA/EPAについては、労働、環境などに関する社会条項を組み込む。なお、環太平洋経済連携協定（TPP）については、協定における社会条項の実効性を担保する。
- c) 連合が優先的に批准を求めるILO条約、とりわけ中核条約である第105号（強制労働廃止）と第111号（差別待遇（雇用・職業））を早期に批准する。
- d) 労使と協働し、多国籍企業において建設的な労使関係を構築するとともに、労使の対話によって不必要な紛争を回避すべく、OECD多国籍企業行動指針の周知徹底に取り組む。また、日本NCP（ナショナル・コンタクト・ポイント）が十分な役割を果たせるよう人的・財政的拡充をはかる。

② 貧困撲滅と持続可能な開発に向けた取り組みの推進

- a) ミレニアム開発目標（MDGs）の成果と残された課題を踏まえ、「持続可能な開発目標（SDGs：2016年から2030年までの国際目標）」の達成に取り組む。
- b) ODA実施にあたっては、人間の安全保障の理念に立脚した事業となることを前提とする。また、国際労働財団（JILAF）などの活用により労働分野における人材育成の拡充をはかるとともに、サプライチェーンも含め、ODA事業における中核的労働基準の遵守を徹底する。
- c) 在外邦人の安全確保のため、平和で安定した国際社会の形成に向けた取り組みを進めると同時に、在外公館の体制強化を図り情報収集・危機管理体制を整備・強化する。

【最重点政策】

(1) 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

- ・「復興・創生期間」における本格復興の道筋の明確化と復興財源の確実な確保
- ・雇用創出事業への支援措置の継続と雇用のミスマッチ解消に向けた就職支援強化
- ・災害公営住宅の整備の加速と個別事情に応じた移転促進策の拡充、独居高齢者の「見守り活動」への支援強化
- ・保護者と子どもへの包括的支援のための養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充、地域と学校との連携強化

(2) 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および中小企業・地域産業への支援強化

- ・企業におけるイノベーションによる新たな価値の創出を推進するための支援
- ・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現とその環境整備

(3) 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- ・税による所得再分配機能の強化、所得税の人的控除の見直し
- ・軽減税率制度の導入撤回および消費税の単一税率の維持を前提とした低所得者対策の実施
- ・自動車関係諸税の軽減・簡素化、税制改革全般における地方の税財源確保

(4) 労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直しと労働者保護ルールの堅持・強化

- ・特別条項付き 36 協定締結時の上限時間規制の法定化と「休息时间（勤務間インターバル）規制」の導入
- ・解雇の金銭解決制度の導入などの解雇規制の緩和反対
- ・過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等への適切な対処に資する労働行政の充実・強化

(5) すべての労働者の雇用の安定

- ・雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法制化
- ・障がい者の就労支援の拡充と職域拡大
- ・外国人技能実習制度の適正化と厳格な運用

(6) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立とワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- ・医療・介護・保育で働く職員の処遇改善と勤務環境改善による人材確保
- ・軽度者を含めた必要な介護保険給付の確保
- ・仕事と育児・介護の両立に資する就業環境整備の促進
- ・GPIFにおける、安全かつ確実な年金積立金運用の堅持と労使代表等が確実に意見反映できる合議制などガバナンス体制の見直し
- ・すべての雇用労働者への社会保険の完全適用に向けた適用要件の引き下げ

(7) 「子どもの貧困」の解消に向けた政策の推進

- ・生活困窮者自立支援制度の着実な実施と、学習支援をはじめとする任意事業実施自治体の拡大
- ・児童扶養手当などの支援策の拡充と支給回数引き上げ
- ・教育の機会均等実現に向けた幼児教育の完全無償化
- ・高等学校の授業料無償化、大学の学費引き下げ、高等教育における給付型奨学金制度の導入の推進